

令和3年3月22日

保護者 様

川崎市立西中原中学校

校長 安部賢一

### 緊急事態宣言の解除に伴う今後の教育活動等について

1月8日より本県を含む4都県に発令された緊急事態措置は、2月8日、3月8日と二度の延長を経て、本日解除されることになりました。

本校では、引き続き国や川崎市教育委員会のガイドライン等を踏まえて、以下の通り対応いたします。引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

#### <教育課程等について>

- ・学校行事等に大きな変更はありません。在校生は3月25日に修了式を行い、春季休業（年度末・年度始休業）に入ります。新年度は4月5日に始業式が行われます。

#### <部活動等について>

対象期間：3月22日（月）～4月4日（日）

- ・土日、休日、平日の放課後、及び朝練習の実施日、時間についてはこれまで通りです。
- ・他校や他団体との対外試合や交流活動については、近隣校に限ってこれを解禁します。  
なお、公式戦の予選等、区域外の学校との交流活動については、学校長の許可と保護者の承諾を得た場合に限りこれを認めます。
- ・土日、休日の食事は引き続き原則禁止とします。飲水は水筒持参とします。活動内容により昼食が必要な場合は、感染対策をとったうえで許可する場合があります。

#### <感染防止対策について>

- ・マスクの着用を引き続き原則としますが、保健体育の授業や運動部などマスク着用により運動に支障をきたす場合は、教科担当や顧問の判断によりマスクを外して活動させる場合があります。

#### <その他>

- ・登校や活動、公共交通機関の使用に不安がある等、配慮が必要な場合は遠慮なく担当教員までご相談ください。

※このことについてのご相談は下記までお願いします。

教頭（中野） 電話 777-2239